

岩手県学校薬剤師会環境検査機器貸出規定

岩手県薬剤師会学校薬剤師部会

(目的)

第1条 岩手県学校薬剤師会（以下「本会」という）が所有する環境検査機器について、会員の活動に資するために貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 1 貸し出し対象者は、本会会員とする。
2 前項以外のものから借用の申請がある場合には、その都度岩手県薬剤師会学校薬剤師部会部会長がその貸し出しの可否を決定する。

第3条 1 貸し出しを受けようとするものは、**学校環境検査機器貸出申込書（別紙様式1）**に必要事項を記入し岩手県薬剤師会事務局に提出しなければならない。
貸し出しは利用の1ヶ月以上前からとし、申込順決定する。
2 本会は、前項の利用申込書の写しを添付して貸し出すものとする。
3 借用したものの返却に関しては、利用申込書の写しを添えて返却するものとする。

(利用料)

第4条 検査機器の利用料は無料とする。ただし、輸送にかかる費用を使用学校または教育委員会が負担する。

第5条 借用者は、本会に許可無く借用時に申請した使用者以外に転貸してはならない。

(検査機器の使用・返却)

第6条 利用者は、責任を持って管理し、損傷あるいは紛失することのないよう十分注意する。また、検査に用いる検知管及び消耗品は検査を行う学校が用意するものとする。ただし、学校薬剤師部会長がこの使用を承認した場合はこの限りではない。なお、検査機器を返却する際は貸し出し時の状態に戻して返却するものとする。
輸送においては、精密機械配送業者伝票の品名欄に「精密機器」と記載し配送を依頼する。梱包の際には緩衝材を入れて機器が箱の中で動かない様配慮する。

(検査機器及び備品の破損)

第7条 借用者は、使用中に紛失または損傷した場合は、直ちに岩手県薬剤師会会長に報告しなければならない。
使用における機器の破損・故障において一部の機器については保険が適用される。

(検査機器貸出しの取消)

第8条 検査機器の故障等により貸出しが不可能になった場合、貸し出しを取り消すことがある。

(取り消しに伴う特別事項)

第9条 取消により生じた利用者側の損害については、本会は一切の責任を負わないものとする。

第10条 この規定の定めのないものについては、本会と利用者の協議により決定する。

附則 本規程は、令和5年4月1日から施行する。